

函 市 民

令和5年(2023年)12月27日

民生常任委員会委員 各位

市 民 部 長

参考資料の配付について

このことについて、本市と旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、東川町、美瑛町とのパートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定を締結しましたので、下記資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 配付資料

パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携協定の締結について

(市民・男女共同参画課)

パートナーシップ宣誓制度に係る上川管内1市7町との連携協定締結について

パートナーシップ宣誓制度について、制度導入自治体間で住所を異動した場合において、制度の相互利用または、手続きの簡素化を行い、制度利用者の負担軽減とサービスの向上を図るため、本市と同様の制度を有する4市と連携協定を締結しているところであるが、この度、新たにパートナーシップ宣誓制度を導入する旭川市を中心とした上川管内1市7町と連携に向けた協議が整ったことから、連携協定を締結した。

1 締結日

令和5年12月15日（金）
（令和6年1月16日からの運用開始）

2 締結自治体

旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、東川町、美瑛町の上川管内1市7町

3 連携内容

相互利用による連携

※通常は、制度利用者が転出入する場合、転出元（引っ越し前）の自治体へ宣誓書等の返還手続きを行い、転入先の自治体で改めて必要書類を揃え、宣誓する必要があるが、本連携により、制度利用者が、転出時に継続使用届を提出することにより、転入先においても転出元の受領証等の継続使用が可能となる。

[参考] 連携済自治体 計12市町（制度導入順）

相互利用による連携：札幌市、北見市、北斗市、旭川市、鷹栖町、東神楽町、
当麻町、比布町、愛別町、東川町、美瑛町

手続きの簡素化による連携：帯広市